

氏名(国籍)	セートウंगा プラサード (スリランカ)		
学位の種類	博士(教育学)		
学位記番号	博乙第1,341号		
学位授与年月日	平成10年1月31日		
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当		
審査研究科	教育学研究科		
学位論文題目	日本の対スリ・ランカ ODA 教育援助政策に関する研究 —望ましい教育協力を生み出す決定・実施プロセスを求めて—		
主査	筑波大学教授		桑原 敏明
副査	筑波大学教授		村田 翼夫
副査	筑波大学教授	博士(教育学)	山本 眞一
副査	筑波大学教授	教育学博士	中村 満紀男

論文の内容の要旨

本論文は、序章、5章、結章からなり、参考文献一覧を含め、1ページ1200字詰めで202ページの分量である。その要旨は以下のようである。

「序章 課題の設定」では、本論文の課題を明確にし、先行研究をレビューした上で、本論文の構成と方法について論述した。ここで明確にされた本論文の目的は、「日本の」「対スリ・ランカ」「ODA 教育援助」の「決定・実施プロセス」を日本及びスリ・ランカ両国の当事者の面談調査によって明らかにすることを通して、「決定・実施プロセス」の問題点を解明し、望ましい在り方を探究することである。

「第1章 日本の対スリ・ランカ教育援助の歴史的背景及び現状」では、第1節において日本の国際援助の歴史を辿り、その中で教育援助の位置づけを明らかにした。第2節において、第1節をベースにして、日本の対スリ・ランカ ODA 教育援助の流れと特徴を明らかにした。その特徴は、高等教育の建設計画援助に偏しているということであった。

「第2章 スリ・ランカの開発計画と教育援助の必要性」では、スリ・ランカの開発計画と教育の現状を分析し、教育援助の必要なのは何よりも初等教育の分野であること、並びに高等教育中心の建設計画援助はスリ・ランカの自己開発力を促進する効果を果たしていないことを明らかにし、あわせて教育の現状を把握するのに必要な調査技術の問題点を指摘した。

「第3章 望ましい教育協力理論の要請」では、これまでの援助理論を検討し、経済成長のための理論から「基本的ヒューマン・ニーズ (BHN)」の理論へと転換してきたこと、「持続可能な内発的発展力」を育成する援助こそ重視されるべきであることを明らかにした。

「第4章 国際的な教育援助政策と新しい取り組み」では、上の理論の展開の中で、開発援助や教育援助への新たな取り組みの国際的動向を分析し、日本における近年の政策転換もこの国際的動向の一環にあることを明らかにした。

「第5章 日本における対スリ・ランカ ODA 教育援助の決定・実施プロセスの現状と問題点」は、本論文の中核をなす。ここでは、第1節で「決定・実施プロセス」の分析枠組みを明確にし、第2節で対スリ・ランカ ODA 教育援助の決定・実施プロセスを公式文書により分析し、第3節で日・ス両国の教育援助当事者21名の面談調査により決定・実施プロセスの実態を明らかにし、第4節で実態として示された現状の問題点を考察した。

その要点は、①「要請主義」を標榜しながら、その実、日本の援助実施機関の介入により日本側の求める援助案件を要請させていること、②スリ・ランカ側では政治・経済界の実力者のプレッシャーにより開発計画作成責任当局（教育援助に関しては教育省）が無力化していること、③被援助ニーズの調査がしっかり行われず、援助案件決定の公式ルートが機能していないこと、④日本側関係機関も相互協議が不十分であり、援助実施機関に依存していること、などである。

「結章 本論文のまとめと提言」では、第1節で本論を総括した後、第2節で両国側に求められる条件についての考察を踏まえて、第3節で「望ましい決定・実施プロセス」になるための提言を行い、第4節で今後の研究課題を整理した。提言の骨子は、次のようである。①スリ・ランカ側の教育援助案件作成における教育省や教育専門家の位置づけの明確化、②要請主義原則を見直し、両国側の教育援助専門家からなる案件発掘ミッションを設置し、日本側の援助必要性判断も加味すること、③開発調査や案件形成調査を徹底すること、④効果的な援助戦略（援助の効果に対する見通し）を明確化にすること、⑤日本側援助実施諸機関の援助活動の統合化、⑥スリ・ランカ側関係行政官の日本国内研修制度の導入、⑦援助効果についての両国共同の評価活動の徹底（新規援助の前提として過去の援助の評価を義務づけるなど）。

審 査 の 結 果 の 要 旨

(1) 日本の対スリ・ランカ教育援助政策を対象とする初めての（先行研究のない）本格的な研究である。これは、著者の、平和で心豊かな祖国（スリ・ランカ）の自己形成力の育成に日本の教育援助が役立ってほしいとの願いに支えられ、パッションを感じる論文である。

(2) 従って、「結論先取の誤謬」が気になる箇所も散見されるが、そのことを極力避けると同時に論点を広い視野のもとで吟味すべく、歴史的経緯、理論の趨勢、国際的動向、スリ・ランカの現状分析など、教育援助の「決定・実施プロセス」の土台を構造的に論述している。

(3) 本論文の最もオリジナルな部分は、日本及びスリ・ランカの教育援助の「決定・実施プロセス」の当事者21名に2年間、2回計2月半にわたって面談調査し、文献では解明できない上記プロセスの実態を明らかにしたことである。しかも、面談調査の客観性を確保する手続きを慎重に配慮し、貴重な手作りの資料に依拠して論述している。

(4) 冒頭に述べた通り、本論文は、実態改善の意欲に根ざしている。本論の帰結として、日本及びスリ・ランカの関係者に対し、先に「論文の要旨」で示したような「提言」を行っている。これらの提言は、本研究の成果を踏まえたものであり、妥当な範囲にある。

(5) 著者のすばらしい日本語の表現力を示す論文であり、幅広い知識とその適切な応用にも敬服する。

(6) 欲を言えば、本論文の中核をなす「決定・実施プロセス」をさらに分節し、いっそうていねいな叙述をなすこと、他の4章を第5章にいっそう収斂させる工夫が求められる。

(7) とは言え、本論文は、著者がすぐれた研究能力を有することを十分に示している。

よって、著者は博士（教育学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。